

野洲川における公募型伐採の試行について

打田 哲也¹・磯部 智彦²

¹甲賀土木事務所 河川砂防課

²甲賀土木事務所 河川砂防課

滋賀県では、河川の適切な維持管理を行う上で治水支障となる樹木を必要に応じて伐採している。甲賀土木事務所管内の野洲川においても、平成29年3月に策定した「甲賀土木事務所管内河川維持管理計画」に基づき、平成30年度より計画的に河道内樹木の伐採を行っている。現地は、樹木の繁茂が著しく、伐採費や処分費に相当の費用を要することが課題となっている。

そこで、コスト削減および木材資源の有効活用を図るため、滋賀県で管理している一級河川における初めての取組として、河川法第25条の規定に基づく河道内樹木の伐採を一般公募により試行している。本稿は、その取組の中間報告と今後の予定を紹介する。

キーワード 河道内樹木, 河川法第25条, 公募型伐採

1. はじめに

近年増加する激甚な洪水災害に対し、県民の安全で安心な暮らしを実現するためには、河川管理者による適切な維持管理の継続が重要である。また、洪水災害の軽減のみならず、良好な河川空間の保持や不法投棄対策等、多様化する県民のニーズに対し、限られた人員、予算の中で「効率的かつ効果的な維持管理」を実施していく必要がある。これらに加え、地域住民が参画した地域協働による河川管理も必要不可欠である。

適切な河川管理を実施していく上で、河道内に繁茂する樹木は、治水・環境・風土において各河川固有の重要な役割をもつ一方、洪水時の流下能力の阻害や巡視時に支障になるだけでなく、不法投棄の温床にも繋がるといったことから、毎年多くの予算を費やしながら計画的に伐採を進めているところである。

しかし、近年は予算的な制約やハリエンジュ（ニセアカシア）などの繁殖力の強い外来種の増加から、適切な河道管理が行き届かなくなっているのも現状である。そこで、この現状を解決する一方策として、管理上支障となる樹木を自らが伐採・持ち帰りを行っていただける方を一般公募により募集する「公募型伐採」に取り組むこととした。これは従来の無料配布など、処分費におけるコスト削減を進展させ、伐採段階からのコスト削減を図った取組である。

本稿は、野洲川において滋賀県で管理している一級河川で初めて実施する公募型伐採の中間報告と今後の予定を紹介する。



写真-1 樹木の繁茂状況（野洲川）

2. 野洲川における河道内樹木の状況

野洲川は、延長約65.3km（内、県管理延長は約51.5km）、流域面積387.0km²（直轄区間を含む）であり、琵琶湖に流入する河川の中では最大の河川である。滋賀県と三重県の県境に位置する御在所山（標高1,212m）に源を発し、鈴鹿山脈西側の水を集めながら西に向かって流下し、途中、野洲川ダム、青土ダムを経た後、田村川、杣川等が合流し、杣川が合流した後は、流路を北西に変え、荒川、思川、家棟川〔湖南市〕、落合川等が合流し、守山市にて琵琶湖に注いでいる。

上流に野洲川ダムおよび青土ダムを建設しているため、

土砂供給量が減少し、みお筋の河床低下が進み、砂州の冠水頻度が減少し、砂州の固定化、さらには樹林化が顕著になっている。

甲賀土木事務所が管理する区間では、「甲賀土木事務所管内河川維持管理計画」に基づき、限られた予算の中で適宜樹木伐採の対応をしているが、伐採費や処分費に相当の費用を要することから、河川管理における大きな課題となっているため公募型伐採を実施することとした。なお、下流約14kmの国管轄区間において、近畿地方整備局琵琶湖河川事務所により平成27年度から公募型伐採が先進的に行われている。

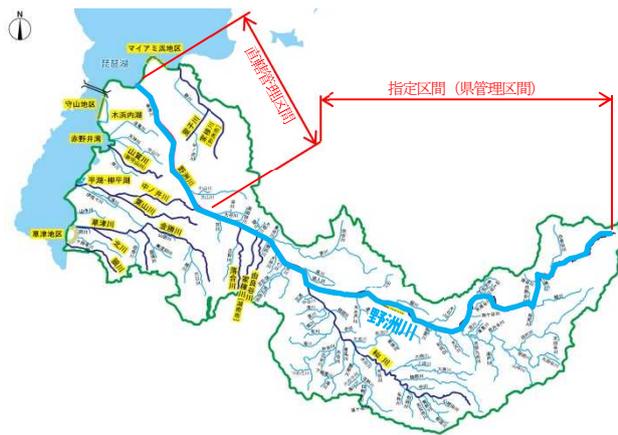


図-1 野洲川位置図

に紹介する。

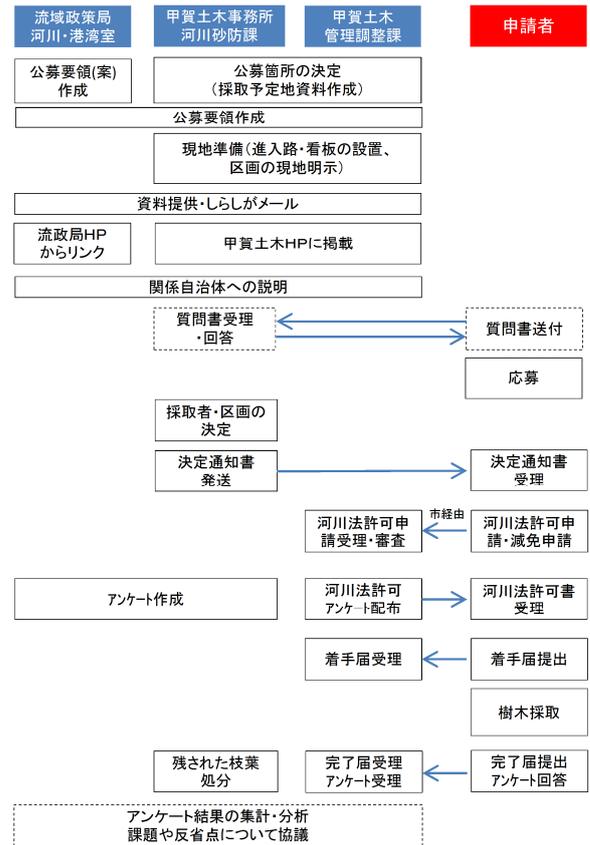


図-2 公募型伐採の手続きフロー

3. 公募型伐採に関する法令等

(1) 河川法第25条

河川法25条においては、河川区域内の土地において土石（砂を含む。）または土石以外の河川の産出物で政令で指定するものを採取しようとする者は国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受ける必要がある。当事務所で伐採の募集を行った樹木の伐採については、上記規定が適用されることから、作業着手前において許可が必要となる。

また、本来であれば河川法25条の規定に基づく許可を受けた場合には、滋賀県流水占用料等徴収条例第2条第2項に規定する河川産出物採取料を滋賀県に対し納付しなければならないが、この公募型伐採の試行は公益上の目的のため実施される事業であることから、同第4条第1項の規定により河川産出物採取料を免除することとした。

4. 公募型伐採の手続き

図-2の公募型伐採の手続きフローについて各段階ごと

(1) 公募型伐採候補地の選定

伐採候補地は、河川管理上支障となる樹木が繁茂している箇所のうち、作業者が進入しやすい坂路や通路が確保されている甲西中央橋から新生橋付近を選定した（図-3）。繁茂している樹種は主に胸高直径約10～30cm程度のハリエンジュ（ニセアカシア）、ヤナギである。



図-3 公募型伐採位置図

(2) 公募型伐採対象箇所および現地準備

希望する樹木が重複するなど申請者同士のトラブルを未然に防ぐため区画割り（10区画）を設けた（図-4）。1区画あたりの面積は約20,000～50,000m²とした。

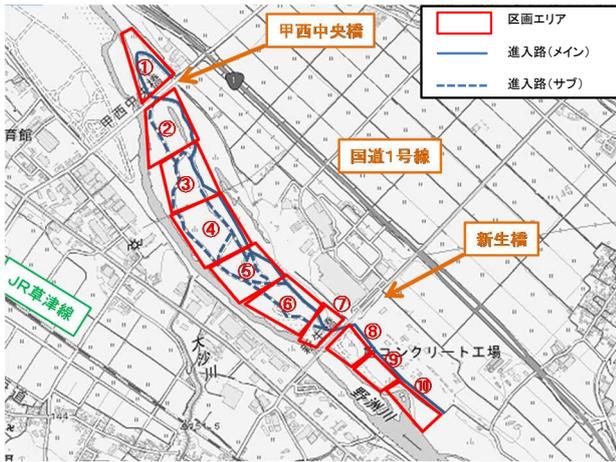


図4 公募型伐採対象箇所図



写真4 整備した進入路および看板の状況



写真2 伐採前現地状況（甲西中央橋上流）

既設の通路から樹木の群集まで遠い箇所には新たな進入路（敷砂利）を設置し、既設通路で走行しづらい箇所は整地を行った（写真-3）。また、現地に区画の境界および不要な枝葉を集積する場所を明示する看板を設置した（写真-4）。



写真3 整備した進入路の状況

(3) 公募要領・募集方法等

公募型伐採希望者の募集については、報道機関への資料提供、県および湖南省市・甲賀市のホームページへの掲載、チラシの掲示・配布およびしらしがメール・しらしがLINE（しらせる滋賀情報サービス）による周知を行った。以下に、簡単に公募要領の内容を紹介する。

a) 使用用途

伐採した樹木の使用用途は自家消費に限定し、形状、加工問わず、第三者へ有償または販売促進等で無償配布することを目的としての応募は対象外とした。

b) 応募方法

応募方法は所定の応募用紙に必要事項を記入し、持参・FAXのいずれかにおいてのみ提出可能としている。応募用紙には、住所・氏名・連絡先などの基本事項以外に、希望する区画（第3希望まで）や数量、第3希望の区画に外れた場合に、残りの区画を希望するか否か等を記入してもらう。

c) 質問期間

令和元年9月11日から約20日間、本取組において質問がある場合には所定の質問用紙に記入のうえ持参・FAXによる提出を可能とした。

質問回答については、質問者に回答するとともに、質問内容および回答をホームページに掲載した。

d) 伐採者の決定方法

先着順に希望順位の高い方から1区画を割り当て、応募多数により第3希望の区画にも外れた場合で残り区画を希望される場合には、当事務所にて抽選を行うこととした。

なお、持参による提出とFAXによる提出が同時刻になる場合は、持参の方を優先することとした。

e) 応募受付期間

令和元年10月1日から令和元年10月11日の10日間とした。

f) 樹木の伐採期間

令和元年11月22日から令和元年2月28日の約3か月とした。

(4) 河川法に基づく手続

当選者が決定し次第、当選通知と同時に河川法第25条に関する「許可申請書」等を送付し、申請書を期日までに提出し「許可書」を受領された方のみを伐採資格者とした。また、許可を受けた者は伐採着手前に「工事着手届」を、完了後には「工事完了届」をそれぞれ提出する必要がある。

5. 公募結果

今回の公募型伐採の応募総数は14名と区画数を上回る結果となり、全ての区画に対して決定通知を行った(図-5)。希望する区画として、区画4・5・7のように半数以上の方が希望する区画がある一方で、区画1・8・9のように0人もしくは1人しか希望しないところもあることが明らかになった。希望の多かった区画の特徴としては、複数の進入路があることや進入路沿いに樹木が群生していることのような伐採する樹木に対してのアプローチが容易な作業性の高い区画であることが特徴として考えられる。

No.	受付日	受付時間	提出方法	希望区画			抽選希望	結果
				第1希望	第2希望	第3希望		
1	10月1日	8:30	持参	5	4	3	×	当選
2	10月1日	8:30	持参	5	4	3	○	当選
3	10月1日	8:31	FAX	9	7	5	○	当選
4	10月1日	8:33	FAX	7	10	5	×	当選
5	10月1日	8:33	FAX	10	5	7	×	当選
6	10月1日	8:33	FAX	5	7	10	×	落選 ↓ 抽選なし
7	10月1日	8:34	持参	5	4	7	○ 外れ	落選 ↓ 抽選→落選
8	10月1日	8:36	FAX	6	5	4	○	当選
9	10月1日	8:38	FAX	6	8	10	○	当選
10	10月1日	8:39	FAX	6	7	5	◎ ↑	落選 ↓ 抽選→当選
11	10月1日	8:50	FAX	7	-	-	×	落選 ↓ 抽選なし
12	10月1日	10:13	FAX	3	4	5	○	当選
13	10月2日	9:30	持参	2	3	4	○	当選
14	10月11日	15:40	持参	7	6	2	×	落選 ↓ 抽選なし

※ 赤:当選者 黄:落選者

図-5 公募結果

6. 最後に

本取組の今後の流れ・工夫について紹介する。

(1) 今後の流れ

現在、本取組は伐採者の決定通知の送付を終え、河川法の許可申請を受け、全ての申請者に許可を与えている(令和元年11月14日時点)。

今後、河川法許可を受けた伐採者は着工届を提出し、樹木の伐採を行い、終わり次第、完了届、実績報告およびアンケートを提出することになっている(図-6)。

また、指定する場所に集積した不要となる枝葉や残った樹木は、作業完了後に当事務所で処分することになる。

次回以降の公募型伐採に向けて、アンケート結果および作業後の現地状況を基に、伐採時期や樹木の種類、大きさ、伐採量や進入路等の必要な整備内容について検討していく。

公募型樹木等採取試行に関するアンケート

次回公募を行う際の参考としたいので、可能な範囲で回答をお願いします。
選択肢のあるものは番号に○印を、() 内には具体的に記述願います。

- 公募についてどのように知りましたか。(複数回答可)
1 県のホームページ 2 ロコミ 3 新聞記事 4 チラシ
5 しらしがメール・しらしがLINE(しらせる滋賀情報サービス)
6 その他()
- 応募の動機は何ですか。(複数回答可)
1 材木が欲しい 2 河川管理に協力したい 3 環境を良くしたい
4 その他()
- 伐採範囲の区画割はどうでしたか。
1 適当だった 2 もっと広くてもよかった
3 もっと狭くてもよかった 4 区画割は必要なかった
5 その他()
- 区画割をする場合、伐採区画はどれくらいが適当ですか。
1 樹木()本程度を含む区画
2 その他()
- 希望する樹種はありますか。
1 樹種()を希望する 2 何でも良い
3 その他()
- 樹木の大きさ(幹の太さ)はどの程度が適当ですか。
1 幹周()cm程度 2 何でも良い
3 その他()
- 伐採時期はいつ頃が適当ですか。
1 ()月頃がよい 2 いつでも良い
3 その他()
- その他ご意見がありましたらご自由に記入願います。
[]

ご協力ありがとうございました。

図-6 アンケート内容

(2) 今後の工夫

a) 樹木の伐採時間

樹木の伐採は、原則平日の9時00分から16時30分までとしているが、その時間帯に仕事をしている方も作業できるように、応募時点から日程を2日間定めておき、休日伐採できるようにしている。この2日間については職員が当事務所にて待機することに加え、1日2回の現地確認も行うことで何かトラブルが生じた際にすぐに対応できるようにしておく予定である。

b) 整備した進入路の維持管理

今回の取組で整備した進入路については、人の行き来が容易になったことにより不法占用や不法投棄等の発生が危惧されるため維持管理に注意しなければならない。対応策として車止めの設置や定期的な巡視点検等を現在

検討している。

c) コスト縮減額の比較・検討

公募型伐採を行うにあたり必要となった進入路の整備や看板の設置、不要な枝葉や伐採されずに残った樹木等の処分に要した費用と伐採・運搬・処分をすべて河川管理者が行った際に要する費用とを比較し、どれほどの経済効果があり、今後見込めるかを把握する必要がある。また、伐採・集積のみを河川管理者で行い運搬・処分については無料配布を行う方法との比較・検討も併せて行っていく必要があると考える。

謝辞：公募型伐採の実施に際して、ご協力いただいた流域政策局河川・港湾室の皆様、甲賀土木事務所管理調整課の皆様にお礼申し上げます。